主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

記録に徴するに原審口頭弁論調書には論旨第一、二、三点の主張するような齟齬 する期日の記載出頭者Dの資格の誤記裁判長の署名の欠缺はなく、

論旨第四点は「最高裁判所における民事上告事件の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律第一三八号)一號乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められないから右論旨については調査しない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、全裁判官一致の意見によつて、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎